

長野県訪問看護ステーション連絡協議会 会長 様

長野県健康福祉部
医師・看護人材確保対策課長

感染管理認定看護師養成支援に係る事業計画書等の提出について(依頼)

本県の保健福祉行政の推進については、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和4年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症や今後発生し得る新興感染症への対応に係る看護体制の拡充と質の向上に資するため、県内医療機関等への高水準の技術と知識を持った看護職員の配置を促進することを目的とした感染管理認定看護師養成支援事業を実施いたします。

つきましては、本事業について活用の希望がある場合は、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 補助金名

感染管理認定看護師養成支援事業(地域医療介護総合確保基金(医療分野))

2 提出書類

- (1) 経費所要額調 別紙(1)
- (2) 事業計画書 別紙(2)
- (3) 受講する講習の受講料及び日程等が分かる資料(募集要項、積算の根拠を示す資料等)

3 提出期日

令和4年4月28日(木) 17:00まで

4 提出先

長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課看護係 補助金担当

kango@pref.nagano.lg.jp (押印及び郵送での提出は不要です。電子ファイルを送付ください。)

5 留意事項

- (1) 今回対象となる事業の内容及び留意事項につきましては別添の事業概要を御参照ください。
- (2) 令和4年度に開講する感染管理認定看護師教育課程を受講する費用に限ります。
- (3) 本補助金と重複する対象経費により他の補助金の交付は受けることはできません。
- (4) 研修を受講する看護師本人への補助制度ではありません。必ず所属する医療機関等を通じて

手続きを行ってください。

(5) 交付条件等については、変更となる場合があります。

(6) 予算の範囲内での補助のため、多数の希望により補助を受けられない場合があります。

6 今後のスケジュール

実施希望調査(本調査) → 国から県へ内示(時期未定) → 県から事業者へ内示 → 交付申請(事業者) → 交付決定(県) → 実績報告(事業者) → 額の確定(県) → 補助金請求(事業者) → 補助金支払い(県)

医師・看護人材確保対策課看護係
(課長) 坂爪 敏紀(担当) 宮崎 開
電話 026-235-7142(直通)
F a x 026-235-7377
Mail kango@pref.nagano.lg.jp

感染管理認定看護師養成支援事業

医師・看護人材確保対策課

1 目的

新型コロナウイルス感染症や今後発生し得る新興感染症への対応に係る看護体制の拡充と質の向上に資するため、県内医療機関等への高水準の技術と知識を持つ看護職員の配置を促進する。

2 補助対象者

県内に所在する医療機関、訪問看護ステーション、介護老人保健施設等

3 補助対象経費（事業内容）

感染管理認定看護師教育課程の受講に要する経費のうち、上記補助対象者が令和4年度内（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に支出した経費（入学金、受講料・授業料、旅費）

4 交付条件

- (1) 令和4年度に開講する研修を受講すること。
- (2) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5 補助基準額及び補助率

- (1) 補助基準額 1人あたり800千円
- (2) 補助率 1/2以内

6 提出書類

- (1) 経費所要額調（別紙(1)）
- (2) 事業計画書（別紙(2)）
- (3) 受講する講習の受講料及び日程等が分かる資料（募集要項、積算の根拠を示す資料等）

7 その他特記事項

- (1) 交付条件等は、変更となる場合があること。
- (2) 予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。
- (3) 令和3年度に補助事業者（病院等）が支出済の経費、又は受講者自身が費用を負担し、補助事業者（病院等）が負担していない場合には本事業の対象とならない。ただし、受講者が一度経費を負担し、その後補助事業者（病院等）が受講者に対して経費を補填する場合においては、その支払いが令和4年度中に行われる場合に限り補助の対象となること。
- (4) 最終的な実績報告の段階で、補助事業者（病院等）が経費を令和4年度中に支出したことが分かる証拠書類を提出する必要があること。

□ 本事業に関する問合せ先

担当	看護係	宮崎 開
直通電話	026-235-7142	
ファクシミリ	026-235-7377	
電子メール	kango@pref.nagano.lg.jp	